

平成 23 年 6 月
厚 生 労 働 省
安 全 衛 生 部

本格化する「がれき処理」作業に係る集中パトロール等の実施について

1 趣旨

夏季を迎え熱中症予防対策、感染症予防対策等が重要になるとともに、がれき処理作業が本格化すること等を踏まえ、以下のとおり、「がれき処理作業」における労働災害を防止するための集中パトロール及び集団指導を実施することとする。

2 集中パトロールについて

(1) 実施時期

- ・ 平成 23 年 7 月 6 日（水）～7 月 8 日（金）
- ・ 平成 23 年 8 月 24 日（水）～8 月 26 日（金）

(2) 実施場所

- ・ 岩手労働局、宮城労働局、福島労働局管内の沿岸部を中心とした津波による被害を受けたがれき処理作業現場

(3) 実施内容

- ・ がれき作業に伴って発生することが懸念される労働災害を防止するために必要な事項についての巡回指導
- ・ 建設業労働災害防止協会の安全管理士等と連携の上実施

3 集団指導について

(1) 実施時期

- ・ 平成 23 年 7 月上旬

(2) 実施場所

- ・ 岩手労働局管内（宮古市、釜石市、大船渡市）、宮城労働局管内（石巻市）

(3) 実施内容

- ・ がれき処理作業を請負う事業者を対象とする、①新規参入者を対象とした安全衛生教育の実施の徹底、②防じんマスクの着用の徹底等に係る指導、③熱中症予防
- ・ 防じんマスクの正しい装着方法の実演

4 その他

(1) パトロールにおける保護具の活用

保護具メーカーから無償提供を受けた防じんマスク及び作業用手袋、防じんゴーグル等について、パトロールの際に必要な応じて配布する等有効に活用を図る。

(2) 自治体との連携

必要に応じ、がれき処理を発注する自治体とも連携の上、パトロール、集団指導等の効果的な実施に努める。